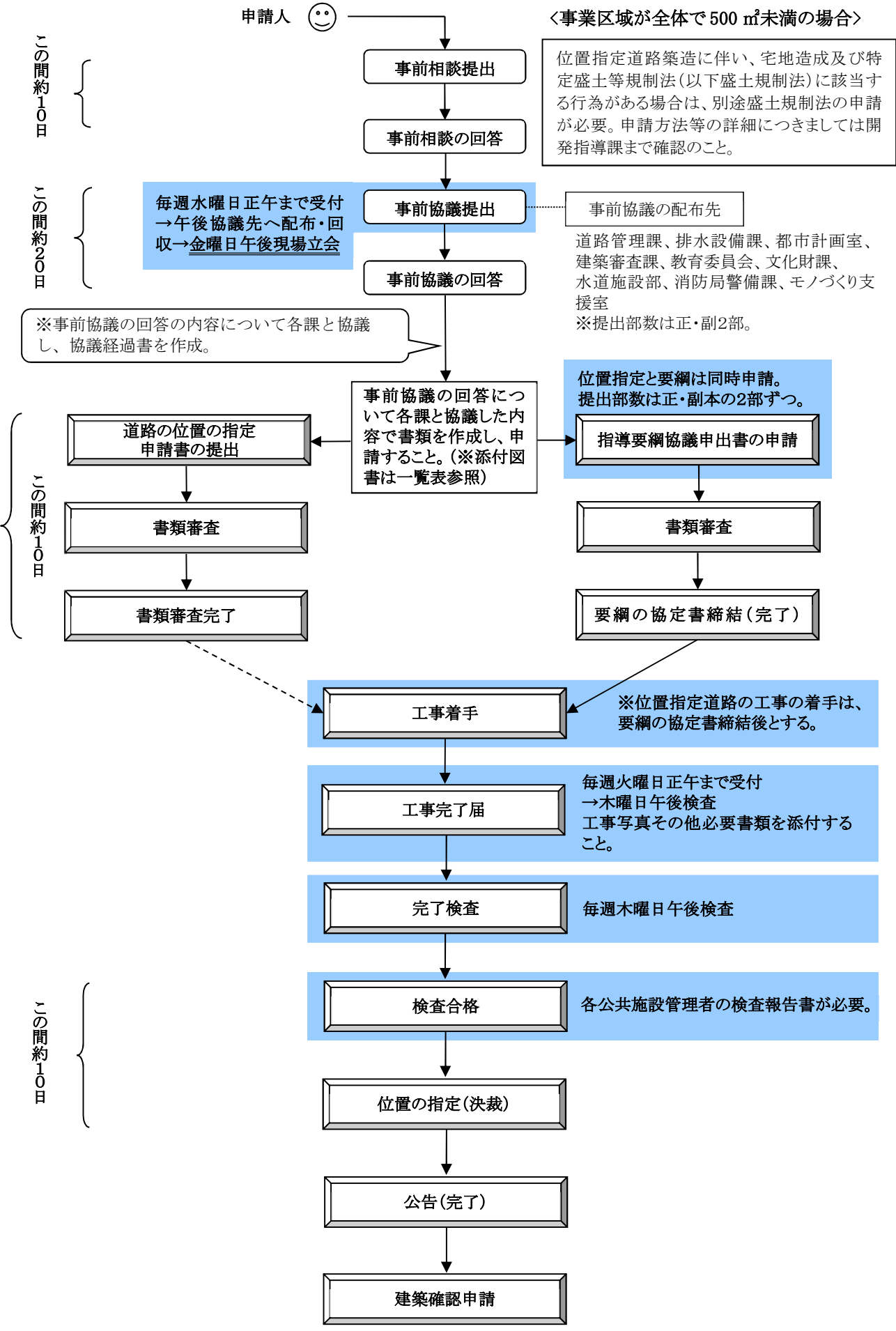


位置指定道路築造に伴う開発指導要綱のフローチャート



<事業区域が全体で500㎡未満の場合>

位置指定道路築造に伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下盛土規制法)に該当する行為がある場合は、別途盛土規制法の申請が必要。申請方法等の詳細につきましては開発指導課まで確認のこと。

事前協議の配布先

道路管理課、排水設備課、都市計画室、建築審査課、教育委員会、文化財課、水道施設部、消防局警備課、モノづくり支援室
※提出部数は正・副本2部。

位置指定と要綱は同時申請。提出部数は正・副本の2部ずつ。

※位置指定道路の工事の着手は、要綱の協定書締結後とする。

毎週火曜日正午まで受付
→木曜日午後検査
工事写真その他必要書類を添付すること。

毎週木曜日午後検査

各公共施設管理者の検査報告書が必要。